

岡山県公報

人事委員会

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号

◎岡山県人事委員会規則第三十六号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年五月二十日

岡山県人事委員会委員長 村上 行 範

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「三類感染症」の下に「、新型インフルエンザ等感染症」を加え、同条第二号中「第二条第二号」を「第一条第三号（前号に掲げるものを除く。）」に改め、同条第三号中「前号」を「第一号」に改める。

第十六条の二中「第二十四条第一項第六号イ」を「第二十四条第一項第五号イ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。